

公益財団法人 中山隼雄科学技術文化財団

行動規範

公益財団法人 中山隼雄科学技術文化財団（以下「本財団」という。）は、設立の趣意に基づき、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興に関する事業を行い、ゆとりと活力のある社会の構築に貢献するという目的実現のため、一貫して事業活動を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として、公益法人の役割は益々重要性を増してきており、本財団もこの要請に積極的に応えていかねばならない。

本財団は、このような認識のもとに、厳正な倫理に則り公正かつ適切な事業活動を行うために、この行動規範を制定することとした。

本財団のすべての評議員、役員、委員及び職員（以下「役職員等」という。）は、本財団の社会的使命と役割を自覚し、この行動規範の理念に基づき意思決定すると共に行動の基準として遵守しなければならない。

第1条 （組織の使命及び社会的責任）

- 1 役職員等は、公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、本財団の設立目的に従い、一般社会の期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

第2条 （社会的信用の維持）

- 1 役職員等は、常に公正かつ誠実に本財団の事業を運営することにより、本財団の社会的信用が維持・向上されるように努めなければならない。

第3条 （法令等の遵守）

- 1 役職員等は、関連法令、本財団の定款その他の規定及び一般に公正妥当と見做される社会規範を遵守し、適正に本財団の事業を運営しなければならない。

第4条 （私利追求の禁止）

- 1 役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、本財団の事業に関して、自らの地位や職務を利用した私的な利益の追求をしてはな

らない。

第5条 （利益相反取引の禁止）

- 1 役職員等は、職務の執行に際し本財団との利益相反が生じるおそれがある場合は、当該職務を執行してはならない。但し、直ちにその事実を開示すると共に本財団所定の承認を得たときはこの限りでない。

第6条 （情報開示及び説明責任）

- 1 役職員等は、本財団の事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示することにより、財産の拠出者、寄付者その他のステークホルダーを始めとする一般社会の理解と信頼を得るよう努めなければならない。

第7条 （個人情報保護等）

- 1 役職員等は、本財団の業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、すべての個人の権利を十分尊重しなければならない。

第8条 （協力及び研鑽）

- 1 役職員等は、本財団の公益事業活動の発展に資するよう、相互に協力すると共に自己研鑽に努めなければならない。

第9条 （遵守状況の監査）

- 1 必要が生じたときは、本財団は、理事会の決議に基づいて委員会を設置し、この行動規範の遵守状況を監査すると共に適切な処置を講じるものとする。

第10条 （改定）

- 1 この行動規範の改定は、理事会の決議に基づき行う。

附 則

本行動規範は、平成25年5月31日から施行する。